

説明

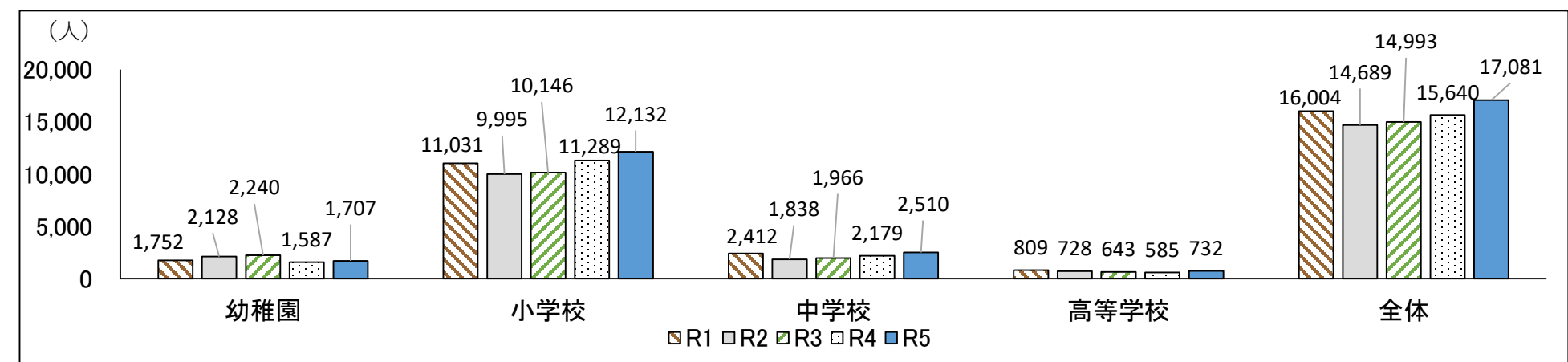
本道の特別支援教育の現状と課題

本道の特別支援教育の現状（通常の学級）

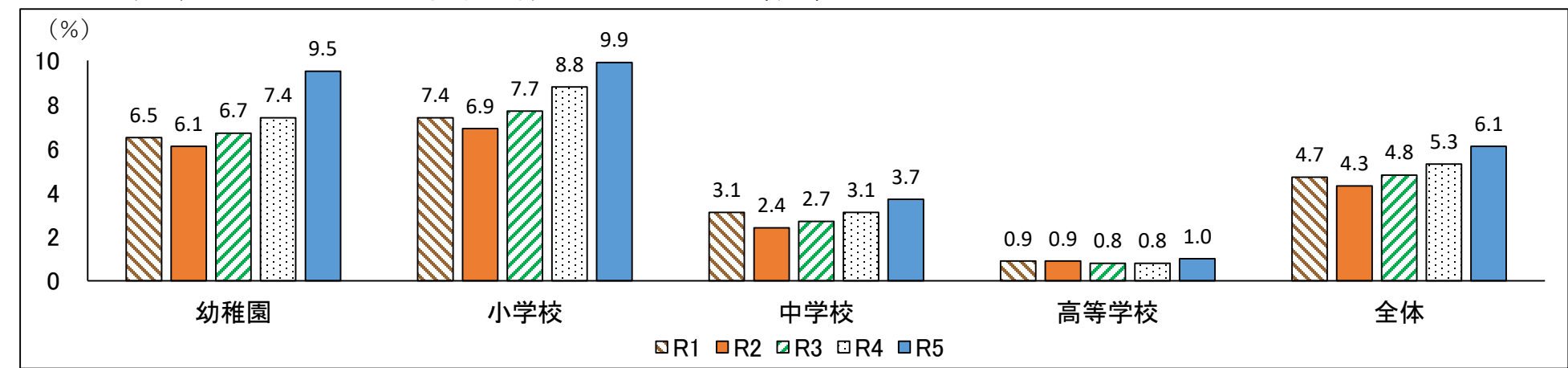
要支援者

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要であると校内委員会で判断された幼児児童生徒

要支援者の数（人）

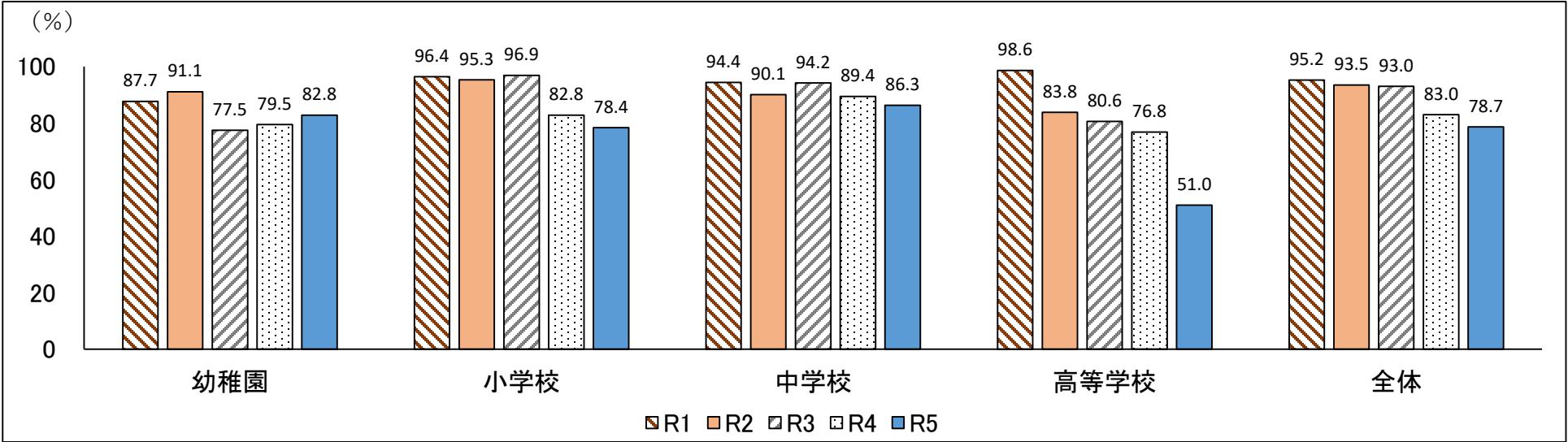


全在籍者に占める要支援者の割合（％）

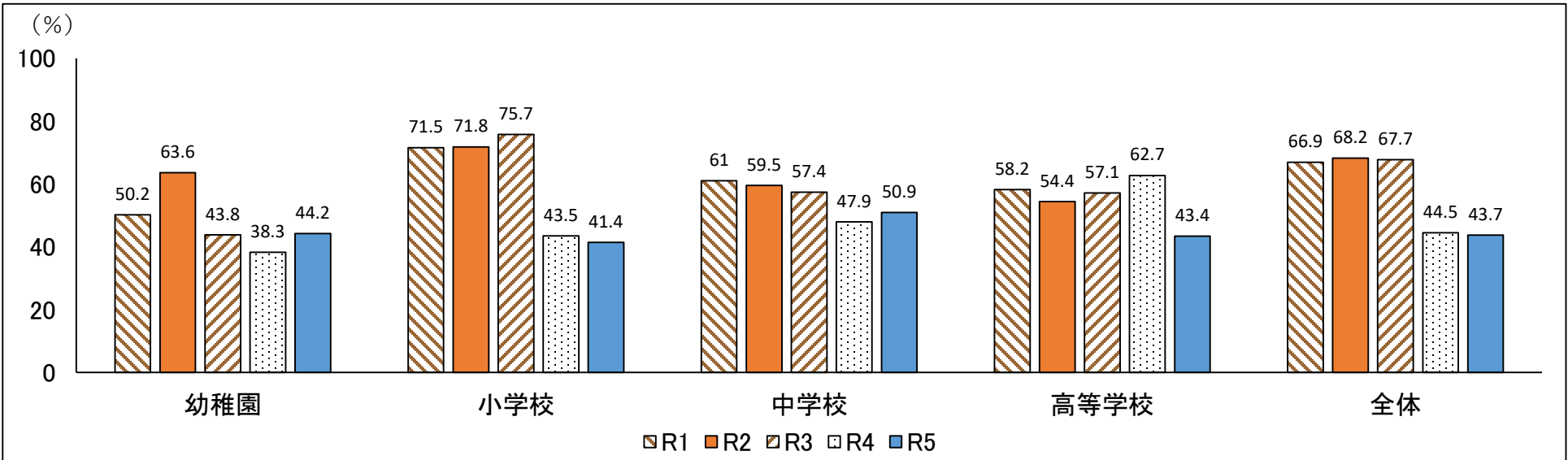


本道の特別支援教育の現状（通常の学級）

■ 個別の指導計画の作成状況（％）

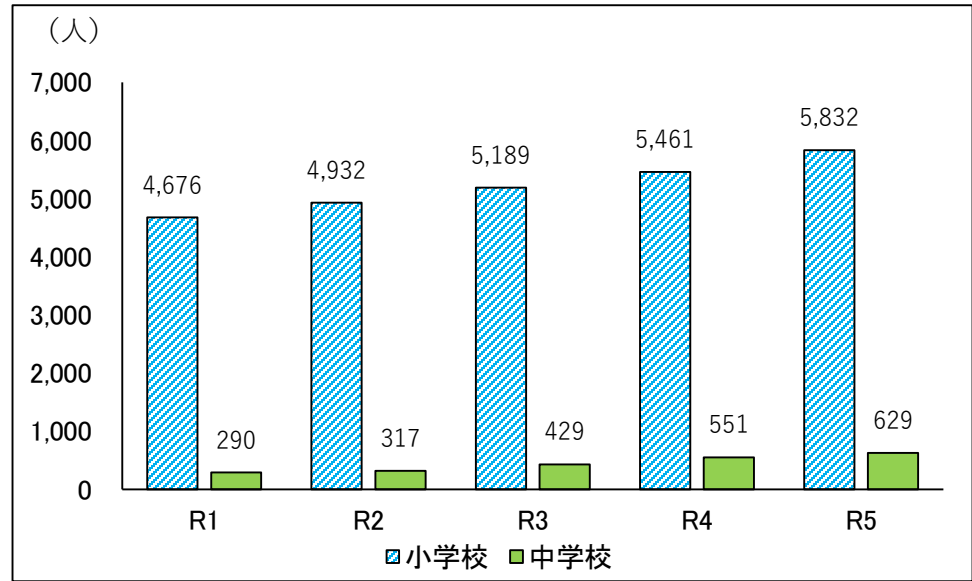


■ 個別の教育支援計画の作成状況（％）



本道の特別支援教育の現状（通級による指導）

通級による指導を受けている児童生徒数（札幌市を除く）



	小学校		中学校	
	R 1	R 5	R 1	R 5
言語障がい	2, 489	2, 676	64	120
自閉症	461	491	46	73
情緒障がい	688	1143	100	204
難聴	10	10	0	0
L D	672	991	54	123
A D H D	346	575	26	52
肢体不自由	10	3	0	0

実施形態（R 5）（人）

	自校通級	他校通級	巡回指導
小学校	4, 458	1, 173	168
中学校	478	52	42

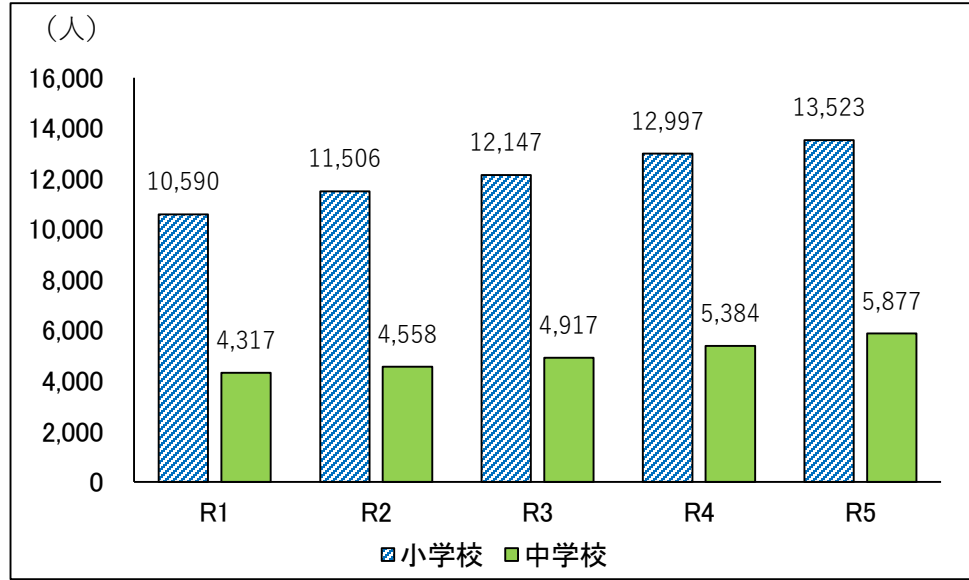
障がい種（R 5）（人）

	言語	自閉	情緒	難聴	L D	A D H D	肢体不自由
小学校	2, 676	491	1, 143	10	991	575	3
中学校	120	73	204	0	123	52	0

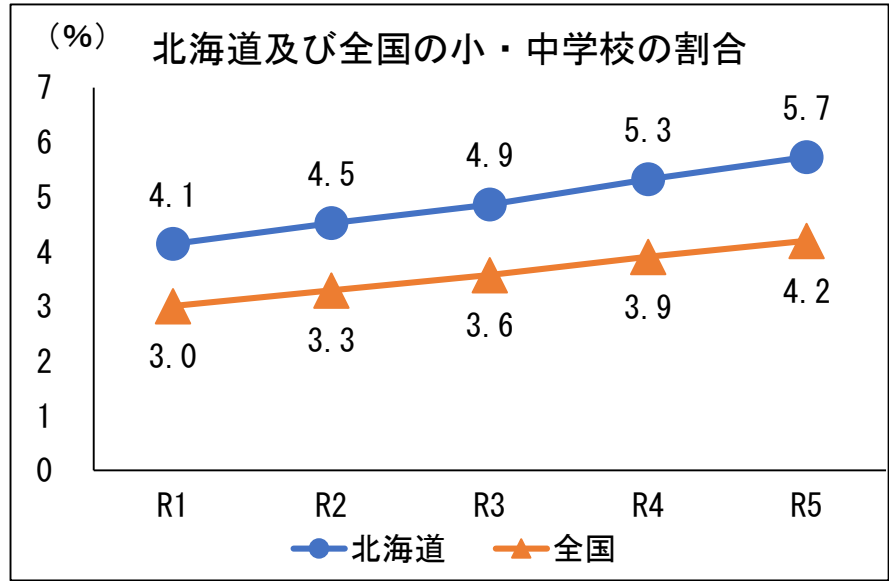
※弱視及び病弱は対象児童生徒なし

本道の特別支援教育の現状（特別支援学級）

特別支援学級に在籍する児童生徒数



	小学校		中学校	
	R 1	R 5	R 1	R 5
弱視	36	35	16	14
難聴	55	43	24	36
知的障がい	3,484	4,497	1,562	2,250
肢体不自由	200	165	67	69
病弱	224	225	121	130
言語障がい	461	377	139	142
自閉症・情緒障がい	6,130	8,181	2,388	3,236



障がい種ごとの在籍児童生徒数（R 5）

	知的	肢体	病弱	弱視	難聴	言語	自情
北海道	6,637	232	355	46	76	510	11,239
全国	163,843	4,419	4,200	592	1,837	1,209	196,218
割合	4.1%	5.3%	8.5%	7.8%	4.1%	42.2%	5.7%

- 校長は特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自らも特別支援教育や障害に関する理解や認識を深めるとともに、自身のリーダーシップを発揮して、**特別支援教育コーディネーター**、特別支援学級担任、通級による指導の担当教師**等を中心とする校内の支援体制を構築し、通常の学級担任等を支えることができるよう、校内支援体制の更なる充実を図る**ことが必要である。
- 校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられ、**校内委員会の機能が十分に発揮されていない**など、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。
- 校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していないのであれば必要な見直しを図り、全校的な支援体制を確立することが必要である。
- **校内委員会において学級担任等の気づきを積極的に吸い上げるなど、幅広く学校全体で特別な教育的支援を必要としている児童生徒の把握及び状況の共有を図るべきである。**

- 校内委員会において支援策等を検討する際には、児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、どのような支援を必要としているのかを把握し対応策を検討することが重要である。
- 具体には、**まずは通常の学級において、学級全体に対してわかりやすい授業の工夫を行うことが重要**である。その上で、ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置などにより十分に学べるのかを検討する。さらには、特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるのかを検討するなど、**通常の学級の中でできる方策を十分に検討した上で、自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討していくという段階的な検討のプロセスが大切**である。

校内委員会の役割

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び**教育的ニーズの把握**
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する**支援内容の検討**
（**個別の教育支援計画等の作成**・活用及び合理的配慮の提供を含む）
- 教育上特別の支援を必要とする**児童等の状態や支援内容の評価**
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討
- 特別支援教育に関する**校内研修計画の企画・立案**
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を**早期に発見するための仕組み**作り
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するための**ケース会議を開催**
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

（文科省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年））